

## 大網白里市電子入札約款

### (目的)

第1条 大網白里市の発注に係る一般競争入札において大網白里市が発注する建設工事若しくは製造の請負、物品の購入又は設計、測量、調査等の委託業務その他の役務の提供等の競争入札を電子入札で行なう場合における入札その他の取扱いについては地方自治法(昭和22年法律第67号)、同法施行令(昭和22年政令第16号)及び大網白里市財務規則(平成7年規則第2号)その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款に定めるところによるものとする。

### (入札等)

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書、契約書案について疑義がある場合は指定期日までに質問することができる。

2 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知に示した日時(以下「入札受付締切日時」という。)までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、大網白里市入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人(年間委任状にある受任者とする。)とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

### (入札辞退)

第3条 入札参加者は、開札開始日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札書受付締切日時までは、電子入札システムにより辞退届を作成し、電子入札システムにより提出するものとする。

(2) 入札書受付締切日時以降、開札開始日時までは、入札辞退届を入札担当

者に持参により提出するものとする。

3 入札参加者は、辞退届を提出した後は、開札前後を問わず、撤回をすることはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札書受付締切日時までに入札書又は辞退届の提出を行なわなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行を延期、又は紙入札への移行など運用の変更を行なうものとする。

3 入札参加者又は入札を行った者が1人以下である場合は、入札を取りやめるものとする。ただし、本店又は支店等の所在地に係る資格要件を設定しないときは、この限りでない。

(無効となる入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 年間委任状にある受任者以外の代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

(4) 必要事項を欠く入札

(5) 明らかに連合であると認められる入札

(6) 電子認証書を不正に使用した入札

(7) 予定価格又は最低制限価格を事前公表する入札にあっては、当該予定価格を上回る入札又は最低制限価格を下回る入札

- (8) 入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を義務付けた入札にあっては、内訳書の提出のない入札又は内訳書に重大かつ明白な不備がある入札
- (9) 設計図書等を有償配布とした入札にあっては、設計図書等を購入しない者のした入札
- (10) 低入札価格調査において、事情聴取に協力しない者又は入札担当課長から指示された書類を規定の期限までに提出しない者の行った入札
- (11) 事後審査方式による一般競争入札において、期限までに入札参加資格確認のための資料を提出しなかった落札候補者のした入札
- (12) 総合評価落札方式による一般競争入札において、技術提案等資料の提出がなかった者のした入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札  
(保留)

第7条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査が必要なとき
- (2) 事後審査方式による一般競争入札において、落札候補者の入札参加資格確認審査を実施するとき
- (3) 発注者が特に必要と判断したとき  
(落札者の決定)

第8条 入札参加者のうち、有効な入札を行った者で、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けない場合においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けず、調査基準価格を設けた場合において、価格失格判定基準以上でかつ調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下、「調査対象者」という。）があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるか調査し、契約の内容に適合した履行がなされないと認められる調査対象者を除き、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる調査対象者がいない時は、調査対象者以外の者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 総合評価方式による入札の場合は、落札の前提となる一定の要件（以下「落札必要要件」という。）に該当し、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者で、価格と技術評価点から算出する評価値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、調査対象者があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるか調査し、契約の内容に適合した履行がなされないと認められる調査対象者を除き、評価値の最も高い者を落札者とする。
- 4 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる調査対象者がいないときは、調査対象者以外の者のうち、落札必要要件に該当し、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者で、評価値の最も高い者を落札者とする。
- 5 事後審査方式による一般競争入札の場合においては、前4項のうち、「落札者」とあるのは、「落札候補者」と読み替えるものとする。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第9条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が2人以上あるときは、速やかに当該入札をした者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者（事後審査方式の一般競争入札においては落札候補者）を決定する。

（再度入札）

第10条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、契約担当課が指定する日時において電子入札システムによる再度の入札を行うことができる。

- 2 再度入札の回数は原則として1回とする。
- 3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、入札書が無効となった者以外の者とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表する入札については、再

度入札は行わない。

(契約の締結)

第11条 落札者は、落札決定の日から5日以内に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第13号)第2条に規定する契約に該当する場合は仮契約。次項において同じ。）を締結しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第12条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結に際し、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行なわれたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第13条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書、仕様書、契約書案

及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(補則)

第14条 本約款に定めるもののほか、電子入札システムの取扱いについては、大網白里市電子入札システム運用基準によるものとし、本約款及び大網白里市電子入札システム運用基準に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

この約款は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成26年4月22日から施行する。